平成２１年（フ）第１５２６号
大阪府富田林市本町５番４号
債務者　高崎　　彰
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５２９号
堺市堺区鉄砲町32番地１　ハイツコウシン103号、前住所堺市堺区南島町２丁84番地
債務者　吉村　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４５号
大阪府富田林市清水町３番15―501号
債務者　綱切　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５１号
大阪府松原市岡２丁目８番２―709号
債務者　上之　幸作
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５８号
堺市東区西野43番地23
債務者　吉本　直子（旧姓頭師）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―３―409号
債務者　深川　勇輝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４２６号
徳島市南昭和町６―55―205号、住民票上の住所徳島県海部郡海陽町日比原字大野127番地
債務者　重田　嘉之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２７号
徳島市南昭和町６―55―205号、住民票上の住所徳島県海部郡海陽町日比原字大野127番地
債務者　重田由美子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３３号
徳島県鳴門市大麻町桧字東バリ81番地３
債務者　川内　康範
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３７号
徳島市山城町東浜傍示５番地の138
債務者　木村　末男
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４０号
徳島県小松島市中田町字内開16番地の１―Ａ101
債務者　幸田裕一郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５０号
徳島市応神町古川字井利ノ元59番地の１
債務者　後藤　和代
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５９号
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚東56番地８―101号
債務者　渡邊　牧子（旧姓安﨑）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６０号
徳島県鳴門市撫養町木津616番地１永和ハウスＤ棟
債務者　森下美喜子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６１号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原1359番地８
債務者　平井　邦義
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１９号
佐賀県唐津市山本405番地７
債務者　蛯原　照明
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第３４５号
沖縄県豊見城市字嘉数634番地の１
債務者　奥間　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６４５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目８番５―２号グリーンビレッジ中沢202
債務者　相馬　友美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部